

## 【ご注意】介護医療院開設に係る開設許可申請以外の各種手続きについて

介護医療院の開設に当たり、以下のとおり、開設許可申請以外のお手続きが必要になる場合があります。

場合によっては、数か月の期間を要する場合がありますので、早めに関係部署へのご協議をお願いいたします。

ケース	必要な手続き	相談先
過去に、病院、診療所及び介護療養型医療施設の整備に係る補助金を受領している場合	財産処分承認申請	各受領補助金の所管部署 ※所管部署がわからない場合は、東京都医療政策部医療政策課計画担当（03-5320-4425）へお問い合わせください。
医療法人の定款・寄附行為の変更	定款・寄附行為変更申請	東京都医療政策部医療安全課 医療法人担当 （03-5320-4426）
病院を廃止等する場合	廃止届等	東京都医療政策部医療安全課 医務担当 （03-5320-4431）
介護療養型医療施設の指定の辞退、定員の減少をする場合	指定辞退届出書等	東京都高齢社会対策部介護保険課 介護事業者担当 （03-5320-4175）
診療所を開設する場合	開設許可申請等	所轄保健所

※ 病床の機能や役割を転換（介護医療院の開設含む）する場合、地域医療構想調整会議での報告をお願いしております。

詳細は、東京都福祉保健局医療政策部医療政策課保健医療計画担当（03-5320-4424）へお問い合わせください。